

令和3年度 第1回

行政監査結果報告書

「区立生涯学習センターの運営について」

板橋区監査委員

目 次

第1 監査実施概要.....	1
1 監査テーマ.....	1
2 監査テーマ選定の趣旨.....	1
3 監査の着眼点.....	1
4 監査対象及び監査対象課.....	1
5 監査実施期間.....	1
6 監査委員による聞き取り調査等.....	2
第2 監査結果.....	3
現況と課題.....	3
1 板橋区における生涯学習の概況.....	3
2 生涯学習センターの沿革.....	10
3 生涯学習センターの機能.....	14
4 生涯学習センターの職員体制.....	15
5 生涯学習センターの管理.....	21
6 生涯学習センターの活動.....	29
7 生涯学習センターの情報発信.....	44
検討・改善を求める事項.....	49
着眼点1 区立生涯学習センターは、適正に維持管理されているか。	49
着眼点2 区立生涯学習センターにおいて、区民の生涯学習や多世代 交流を目的とした事業は、効果的に行われているか。...	50
総括意見.....	51
参考資料.....	53

第 1 監査実施概要

1 監査テーマ

区立生涯学習センターの運営について

2 監査テーマ選定の趣旨

区は、区民の誰もが生涯を通じて学習し、世代を超えて学び合う場として生涯学習センターを運営している。

そこで、令和3年度第1回行政監査では、区立生涯学習センターにおいて、区民の生涯学習や多世代交流を目的とした事業は、効果的に行われているか、施設は適正に維持管理されているかなどの観点から検証を行った。

3 監査の着眼点

- (1) 区立生涯学習センターは、適正に維持管理されているか。
- (2) 区立生涯学習センターにおいて、区民の生涯学習や多世代交流を目的とした事業は、効果的に行われているか。

4 監査対象及び監査対象課

(1) 監査対象

区立生涯学習センターの管理・運営に関する業務

(2) 監査対象課

教育委員会事務局 生涯学習課 大原生涯学習センター
成増生涯学習センター

5 監査実施期間

令和3年5月31日（月）から令和3年12月9日（木）まで

6 監査委員による聞き取り調査等

監査委員による聞き取り調査及び現地監査は、令和3年7月7日（水）・8日（木）に行った。

<現地監査場所>

区立大原生涯学習センター及び区立成増生涯学習センター

第2 監査結果

現況と課題

1 板橋区における生涯学習の概況

(1) 区民意識意向調査から見た生涯学習

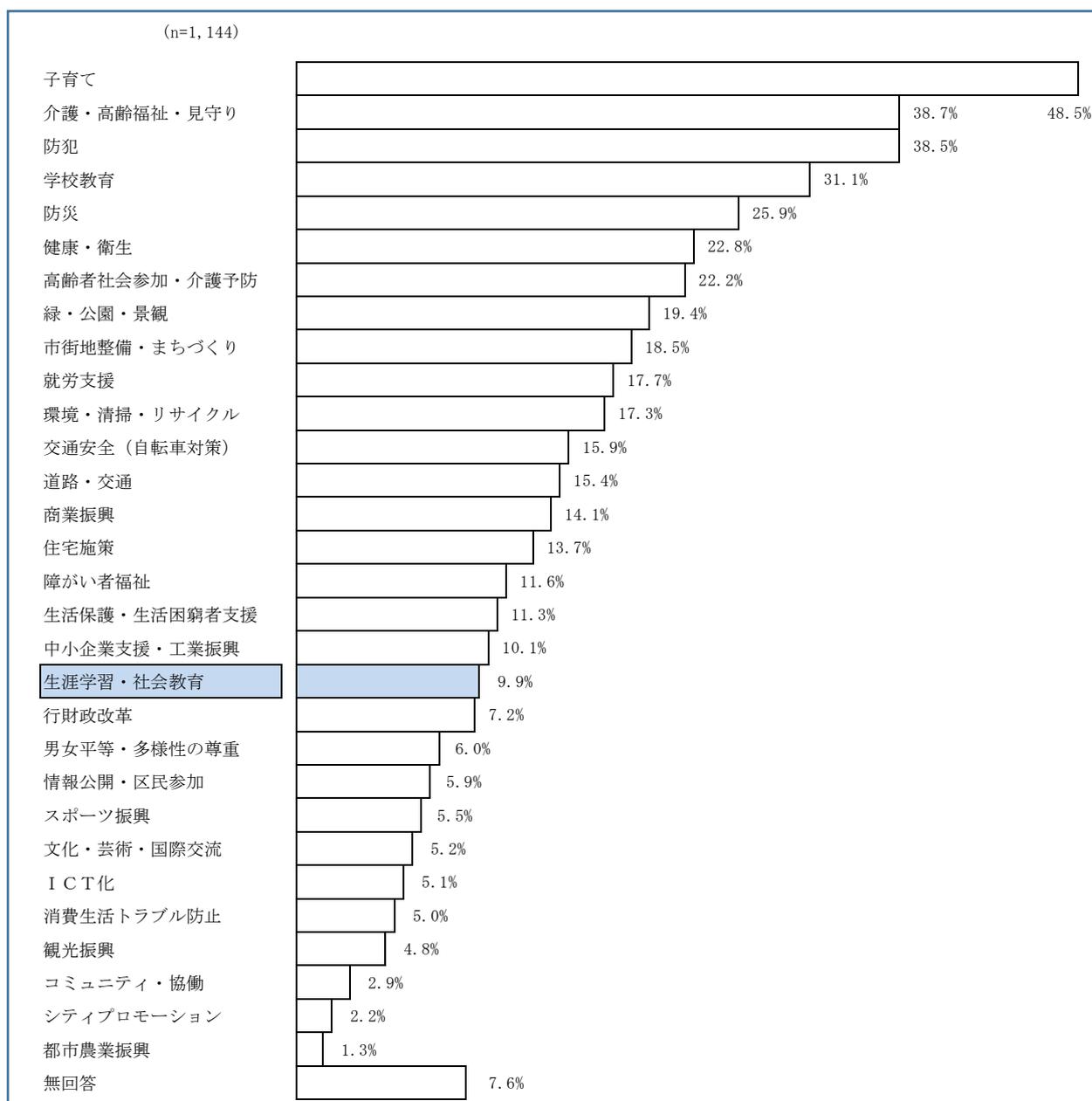
板橋区（以下「区」という。）が、令和元年度に行った区民意識意向調査によれば、区が持続的に発展していくために、今後、力を入れるべきだと思う分野について、重要だと思う順に5つまで選び、集計した結果、最も高かったのは「子育て」で48.5%、「生涯学習・社会教育」は9.9%で全体の中位であった。

また、「生涯学習・社会教育」を選んだ割合を年代別に高い順で見ると、20歳代(15.2%)、60～64歳(13.6%)、70～74歳(11.5%)、10歳代(11.1%)であった。

「生涯学習活動に取り組むための環境づくり」として、重要だと思うことを聞いたところ、「身近に活動する場所がある」が21.4%で最も高く、次いで「講座や教室等の費用がかからない」(18.6%)、「始めるきっかけが豊富にある」(15.6%)、「講座や教室等の情報が手に入りやすい」(12.4%)の順であった。

区民意識意向調査の結果は、図表1から図表3のとおりである。

図表1 区発展のために、力を入れるべきだと思う分野



※グラフは、区が今後、力を入れるべきだと思う分野について、重要だと思う順を5つまで選び、第1位から第5位までを集計した合計である。

※生涯学習・社会教育を選んだ割合は、回答者数の0.9%（第1位）、2.1%（第2位）、2.4%（第3位）、2.3%（第4位）、2.2%（第5位）であり、合計（9.9%）であった。

令和元年度板橋区区民意識意向調査報告書を参考に監査委員事務局が作成

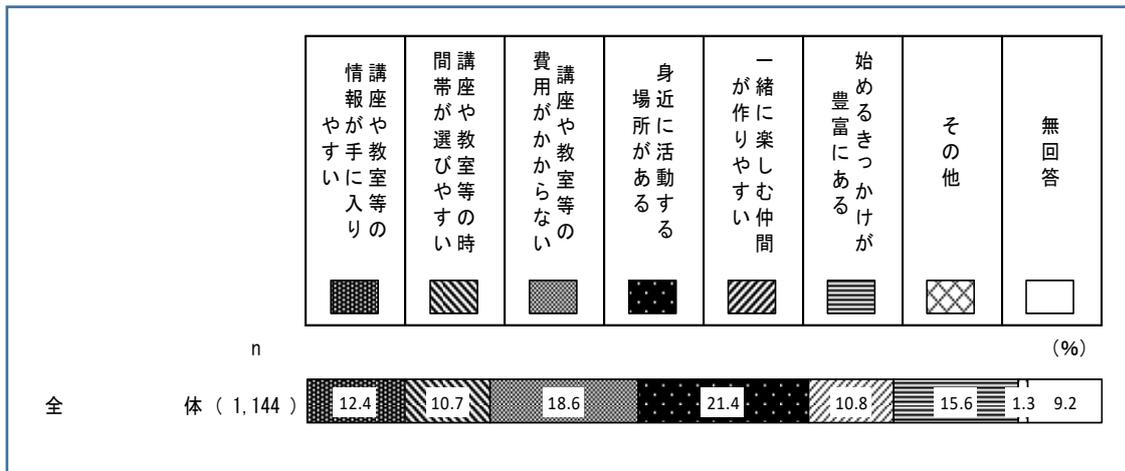
図表2 生涯学習・社会教育を選んだ年代別の内訳

(単位：%)

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
11.1	15.2	7.4	8.8	8.0	13.6	11.0	11.5	8.1

令和元年度板橋区区民意識意向調査報告書を参考に監査委員事務局が作成

図表3 生涯学習活動に取り組むための環境づくり



令和元年度板橋区区民意識意向調査報告書から抜粋

(2) 区の計画における生涯学習

板橋区基本計画 2025（平成 28 年 1 月）では、板橋区基本構想に掲げる区の将来像と、さらに将来像を政策分野別に具現化する「9つのまちづくりビジョン」の実現に向け、3つの基本目標のうちのひとつを「未来をはぐくむあたたかいまち」とした。

基本政策である「魅力ある学び支援」の中で、「世代を超えた学習・学び合う活動の推進」を施策として挙げ、施策の概要「中高生を中心とした青少年の居場所づくりや、ライフステージに応じた生涯学習の機会の充実と環境を整備する」とした。

いたばし No.1 実現プラン 2018（平成 28 年 1 月）では、「若い世代の定住化戦略」に掲げ、その方向性として「中高生が地域の中で活動しやすい環境づくりに取り組む」とした。

一方、板橋区教育大綱（平成 28 年 1 月）は、「郷土愛を育む」を事業の根底に捉え、“学びのまち”「教育の板橋」の実現に向けた5つの方向性のひとつ「地域と共に学び合う教育の推進」の中で、「区民の学び続けたいという願いに応えるために、生涯学習社会へ向けた支援を充実させ、地域と家庭の教育力の向上をめざす」、「地域の人々が、結びつきを強め、地域の課題に積極的に取り組むことにより、コミュニティの活性化が図られるよ

う、施設整備を含めた生涯学習環境を計画的に整備していく」とした。

板橋区教育ビジョン 2025（平成 28 年 3 月）では、生涯学習による地域コミュニティの活性化という視点を新たなビジョンに加え、社会のあらゆる場で、子どもたちを含めたあらゆる世代の地域住民同士が学び合い、それを学校教育や地域の活動に活かしていくという「学びの循環¹」を、より一層推進させていくための環境を構築していくとした。

さらに、いたばし学び支援プラン 2021（平成 31 年 1 月）では、「生涯学習社会へ向けた取組の充実」を重点施策とした。個別事業である「世代を超えた『学びの循環』に向けた支援」の中では、「中高生・若者支援の拡充と活性化」を挙げ、他者とのコミュニケーションや事業への参画の経験を通して、若者がさらに主体的に活動できるよう支援を行い、「教わる・教える」の学びの循環を若者世代にも広げることを目指すとした。

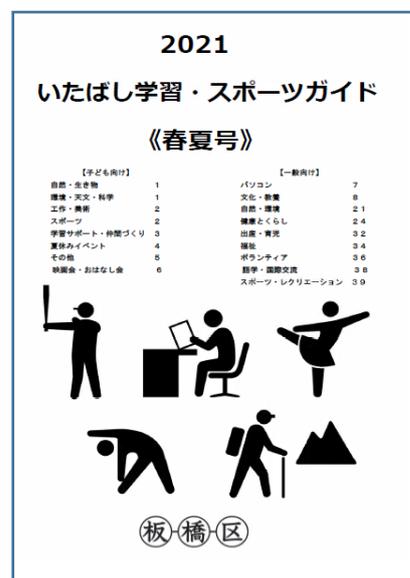
(3) 区における生涯学習の取組

① いたばし学習・スポーツガイド

生涯学習課は、板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行っている生涯学習事業を中心に、生涯学習団体・サークルによる各種講座や教室の情報を、区公式ホームページに掲載している。

「いたばし学習・スポーツガイド」では、生涯学習課が所管する学習関連情報のほか、健康生きがい部長寿社会推進課や区民文化部文化・国際交流課、区立図書館などが

開催している各種講座や教室を年 2 回（春夏号、秋冬号）紹介してい



区公式ホームページから

¹ 学びの循環とは、学習した人が、学んだ成果を自身や身近な仲間だけの中にとどめず新たな学習機会の企画運営や学校支援などの地域活動に参画していくことなどを通して、学び合いの関係を築き、さらなる学習へとつながる区民主体の学習活動の展開を示すものである。

る。

また、同ガイド（冊子）は、本庁舎 1 階案内、区政資料室、生涯学習課窓口、生涯学習センター、区民事務所、地域センター、区立図書館、健康福祉センターなどで閲覧できる。

このほか、長寿社会推進課が、かくしゃく講座（書道・華道・茶道）や板橋グリーンカレッジ（高齢者大学校・大学院）、区や社会福祉法人板橋区社会福祉協議会、公益社団法人板橋区シルバー人材センターなどが行っている高齢者・シニア世代の方のための健康・福祉・生活サービス、各種相談窓口の紹介についてまとめた冊子「高齢者・シニア世代生活ガイドブック」を発行している（令和 2 年度 9,700 部発行）。冊子は、長寿社会推進課窓口、健康福祉センター、福祉事務所などの窓口で配布し、区公式ホームページにも掲載している。

いたばし学習・スポーツガイドで紹介している内容は、図表 4 のとおりである。

図表 4 いたばし学習・スポーツガイドで紹介している内容（令和 3 年春夏号）

【子ども向け】

項目	講座数	事業名（例）	主管課
1 自然・生き物	3	自然塾、親子でじゃがいも収穫体験、こども動物クラブ	スポーツ振興課、赤塚支所、みどりと公園課
2 環境・天文・科学	6	科学教室、板橋グローブクラブ、ほしぞらであそぼ	環境政策課、資源循環推進課、生涯学習課
3 工作・美術・音楽	5	こうさくひろば、ひよこ・たぬきアトリエ、習い事はじめ（和太鼓講習会）	中央図書館、文化・国際交流課
4 スポーツ	1	障がい児・者水泳教室	障がいサービス課
5 学習サポート・仲間づくり	6	中高生勉強会学びiプレイス、若者の居場所i-youth、成増スタディルーム	生涯学習課、中央図書館
6 夏休みイベント	7	夏休み自由研究フェスタ、いたばし自由研究作品展、子ども起業塾	生涯学習課、産業振興課、スポーツ振興課、環境政策課
7 映画会・お話し会	31	映画会、おはなし会、楽しいお話のつどい	中央図書館、子ども政策課、環境政策課
8 その他	4	ジュニアリーダー募集、プラネタリウムdeおはなし会	生涯学習課、地域教育力推進課、中央図書館

【一般向け】

項目	講座数	事業名(例)	主管課
1 自然・環境	23	緑のガイドツアー、コミュニティコンポスト利用者講習会、農業体験学校、植物観察会、星を見る会	みどり公園課、資源循環推進課、赤塚支所、環境政策課、生涯学習課
2 文化・教養	105	現代的課題の学習、男女平等参画セミナー(公開講座)、法律講座、板橋グリーンカレッジ(高齢者大学校)、板橋グリーンカレッジ大学院、いたばし区民文芸、史跡散歩	生涯学習課、男女社会参画課、広報広聴課、長寿社会推進課、文化・国際交流課、住宅政策課、産業振興課、中央図書館、都市計画課、環境政策課、スポーツ振興課
3 健康とくらし	65	女性健康セミナー、ふるさといたばし体操、ダンスエクササイズ、すぐに役立つ介護講座、消費生活講座、防災セミナー講師派遣事業	健康推進課、スポーツ振興課、長寿社会推進課、おとしより保健福祉センター、くらしと観光課、地域防災支援課、中央図書館、男女社会参画課
4 スポーツ・レクリエーション	9	板橋区スポーツセミナー、各種ゲーム大会	スポーツ振興課、長寿社会推進課、生涯学習課
5 語学・国際交流	6	初級日本語教室、シニアの実用英会話教室	文化・国際交流課、長寿社会推進課
6 パソコン	8	初めてのパソコン(初心者編)、実用パソコン講座、タブレット端末にチャレンジ	長寿社会推進課
7 ボランティア	12	ボランティア・NPO応援講座、シニア世代福祉施設ボランティア、子育て支援員養成講座	地域振興課、長寿社会推進課、保育サービス課、みどり公園課、おとしより保健福祉センター、中央図書館、生涯学習課
8 福祉	10	広場あすなろ、手話講習会、障がい者スポーツ大会	生涯学習課、障がいサービス課、おとしより保健福祉センター
9 出産・育児	27	母親学級、両親学級、離乳食講習会、家庭教育学級	健康福祉センター(板橋・上板橋・赤塚・志村・高島平)、地域教育力推進課

生涯学習課提出資料

② 生涯学習課における取組

生涯学習課は、区民があらゆる機会や場を活用して、主体的に学び、社会参加できるよう学習活動を支援している。

生涯学習課では、区内にキャンパスを有する4大学(淑徳大学・帝京大学医学部・東京家政大学・日本大学医学部)との共催による大学公開講座の開催や、NHKとの共催による生涯学習講座の開催のほか、「いたばし学習・スポーツガイド」や「生涯学習団体・サークル名簿」の作成により生涯学習情報の提供を行うなど、区民の生涯学習の推進している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大学公開講座や生涯学習講座は中止となった。令和元年度に開催した大学公開講座

は、淑徳大学が「伝える力」をテーマにした講座を6回開催し、参加者は延べ510人、帝京大学医学部が「家庭の医学」をテーマにした講座を5回開催し、参加者は延べ637人であった。また、令和元年度にNHKとの共催により開催した生涯学習講座は、特別展「国宝東寺-空海と仏像曼荼羅」、「恐竜博2019」の2つのテーマでともに文化会館で開催し、参加者はそれぞれ1,166人及び332人であった。

文化財関係では、いたばし文化財ふれあいウィークや郷土芸能大会などの文化財公開推進事業の実施を通して地域における学習の場を提供しているほか、史跡公園や旧粕谷家住宅の整備を行っている。

また、生涯学習活動を行う団体への施設の貸出し及び各種講座の開催により、区民に開かれた学習の場や機会を提供している施設として、大原生涯学習センター及び成増生涯学習センターがある。

このほか、生涯学習課が所管する教育施設として、八ヶ岳荘、榛名林間学園、郷土資料館、郷土芸能伝承館及び教育科学館がある。

2 生涯学習センターの沿革

(1) 社会教育会館設置の経緯

昭和 27 年 11 月、教育委員会に社会教育課が置かれた。翌 28 年、高校教育の代替と仲間づくりのための青年学級が区に開設され、昭和 38 年 11 月に青年の活動の拠点として、区は青年館を設置した。その後、区は、社会教育施設の整備を進め、昭和 44 年 8 月に区民のグループ・サークル活動の場として社会教育センターを開設した。

区は、昭和 49 年 4 月、青年館と社会教育センターの両方の役割を引き継ぐ施設として、社会教育会館（後の大原社会教育会館）を開設した。その後、区民の多様な学習要求の高まりや、サークル等の活動も盛んとなり、昭和 59 年 9 月には、区内 2 つ目の社会教育会館として成増社会教育会館を設置した。

社会教育会館では、区民の多様な学習活動の要求に応じて、趣味・教養講座、婦人教育、P T A・ジュニアリーダーの研修を実施し、サークルや社会教育団体の育成を大きな事業として捉えた。

(2) 社会教育会館における活動

平成に入ると、2 つの社会教育会館を利用する登録サークルは 300 を超え、自らの活動を公開して、区民に多様な学習活動の機会を提供するほか、各社会教育会館が運営している教養講座や趣味活動などの学習活動にも関わるようになった。

平成 9 年には、ボランティア団体や特定非営利活動法人（以下「N P O」という。）などが新たに社会教育会館の事業に参画し、併せて社会教育会館の登録サークルが公開教室を開催するようになり、社会教育会館は、各団体が行う学習の成果を区民と共有する場となった。

(3) 生涯学習センターの誕生

平成 23 年 3 月、板橋区青少年問題協議会² は、中高生年代が地域と関わりながら成長していける場や機会を「地域での居場所」と定め、そうした居場所の提供として、青少年センター（仮称）の議論を進める必要があると提言した。

区は、この提言を受け、平成 25 年 1 月から同年 3 月にかけて、関係課（政策経営部政策企画課・経営改革推進課、子ども家庭部子ども政策課、教育委員会事務局生涯学習課）による「青少年センター（仮称）設置庁内検討会」を設置し、検討した結果、青少年センター（仮称）に必要な機能を「日常的な活動の場の提供」、「中高生・若者の発想や力を活かした事業・施設運営」、「区が行っている青少年向けの事業の情報発信」とし、青少年センター（仮称）の設置は、既存施設を活用するとした。

区は、同検討会及び事務改善委員会³ での「児童館のあり方」検討の方向性を踏まえ、関係課（政策経営部政策企画課・経営改革推進課、子ども家庭部子ども政策課、教育委員会事務局庶務課（当時）・生涯学習課）による「青少年センター（仮称）開設検討会」を設置し、平成 26 年 1 月に検討を行った。同検討会は、青少年センター（仮称）の中心的機能を生涯学習課所管の社会教育会館に位置付ける方向で検討していくこと、現行の生涯学習事業の機能に、青少年センター機能を付加する形で生涯学習センター（仮称）として整備し、その所管を教育委員会とすることが適当であるとした。

教育委員会は、いたばし学び支援プラン第 3 期（平成 26 年 3 月）において、生涯学習センター（仮称）の設置検討を新規項目として位置

² 板橋区青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法第 1 条の規定に基づき設置された区の附属機関であり、区長を会長とし、委員は、①区議会議員、②学識経験者、③関係行政機関の職員、④区関係職員の中から、区長が委嘱し、又は任命する。

³ 事務改善委員会は、区の組織の合理化並びに事務の改善及び能率の向上を図るために置かれた庁内の会議体であり、同委員会は、①組織の管理に関すること、②事務の管理に関すること、③その他、区長が必要と認める事項について調査し、審議する。

づけ、社会教育会館を活用し、その機能を拡充することで、中高生年代の「地域での居場所」の実現を含めて、あらゆる世代の区民にとって利用しやすく、充実した活動ができる学習拠点となる施設の整備を目指す方向を示した。

一方、板橋区生涯学習推進懇談会⁴は、平成25年3月から「これからの時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」をテーマとして、区の生涯学習振興の方向性や施策のあり方などについて検討し、平成27年2月、同懇談会は、「区の事業や施設を利用して学習している区民が、仲間を増やしたり、学習成果の発表やボランティア活動をするなど、様々な形で、自身の学びを外に向けて開いていくこと、それが『学びの循環』につながる大事な一步になる」として、仲間と学び合う関係を築きながら、新たな学びや活動に参画し、さらに学習を継続していくといった学びの循環を基調とする生涯学習の振興について提言した。

教育委員会は、平成27年3月、「青少年センター（仮称）開設検討会」の結果を受け、関係課（総務部人事課、区民文化部文化・国際交流課・スポーツ振興課、教育委員会事務局中央図書館）も加え、大原社会教育会館及び成増社会教育会館を拠点とする若者の成長・自立を支援するための事業展開について検討し、3つのステップ⁵を想定した、若者を主役にした学びの循環を生み出すための事業展開をまとめた。

また、板橋区青少年問題協議会では、中高生年代を対象とした青少年センター（仮称）による地域での居場所の提供について提言されたが、教育委員会は、生涯学習センター（仮称）を「中高生・若者支援スペース」として整備し、中高生を含め、概ね30歳代までを対象に若者支援の強化を

⁴ 板橋区生涯学習推進懇談会は、区民の生涯学習についての要望等を行政施策に反映させることを目的に設置され、必要に応じ区長に提言する。委員は、①地域団体等の代表者、②学識経験者、③公募委員などであり、区長が委嘱又は任命する。（板橋区生涯学習推進懇談会設置要綱第1条～第3条）

⁵ 3つのステップとは、①若者が気軽に来所して利用できる段階、②事業運営に若者の発想・力を活かせるようにする段階、③若者と社会との主体的な関わりを生み出すことを目指す段階を指す。

目指すこととした。

平成 28 年 10 月、区は、区民の生涯にわたる学びの推進及び学びを通じた多世代の交流に寄与することを目的として、大原社会教育会館と成増社会教育会館に併設されていた児童館のスペースを中高生・若者向けの場として整備し、従来の社会教育会館に青少年センター機能を備えた「生涯学習センター（愛称：まなぼーと）」を誕生させた。



大原生涯学習センターの外観



成増生涯学習センターの外観

3 生涯学習センターの機能

生涯学習センターには、多くの区民の参加・参画を促進することにより、世代を超えた「学びの循環」の形成を図るため、次の特徴がある。

(1) 学習の場の提供

少人数の集会スペース、日常的な学習活動の場や調理・工芸の設備がある部屋、まなぼーとフェスティバルやレジャー、レクリエーションや大きな集会ができるスペースなど、多様な空間を提供している。

(2) 学習機会の提供

NPOとの共催による交流会やフォーラム、地域団体やボランティア団体との協働による講座・教室など、区民生活の充実や自己表現につながる事業を開催している。

区民のライフステージや地域・社会での課題に沿ったテーマを多く取り上げ、区民同士が共に学び合い、それぞれが主体的に関わることを大切にしながら学習機会を提供している。また、若者を対象とする教室や体験学習などの機会を充実させ、若い世代の関心に寄り添いながら、仲間づくりや継続的な学習を支援している。

(3) 中高生・若者支援スペースの提供

中高生・若者の居場所、仲間づくりの場を提供している。また、まなぼーとフェスティバルなどの事業を実施するとともに、大学やNPOなどと中高生・若者支援のネットワークづくりに取り組んでいる。

生涯学習センターは、単に施設の貸出しを行うだけではなく、サークル運営の相談等により区民のサークル活動や相互学習を支援し、奨励する機能を併せ持っている。

また、生涯学習センターで学んだ区民が、次の学習支援の担い手として活動することで、学びの循環としての機能を果たしている。

4 生涯学習センターの職員体制

(1) 生涯学習センターの職員

令和3年4月1日現在、大原生涯学習センター及び成増生涯学習センターの正規職員は、それぞれ3人（うち、社会教育主事がそれぞれ1人）在籍し、社会教育指導員（会計年度任用職員⁶）は、それぞれ8人在籍している。

各生涯学習センターの職員数の推移は、図表5のとおりである。

図表5 各生涯学習センターの職員数の推移

（単位：人）

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
大原 生涯 学習 センター	正 規 職 員	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)
	社会教育指導員	6 (6)	8 (8)	8 (8)	8 (8)	7 (8)	8 (8)	8 (8)
	合 計	9 (9)	11 (11)	11 (11)	11 (11)	10 (11)	11 (11)	11 (11)
成増 生涯 学習 センター	正 規 職 員	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)
	社会教育指導員	5 (5)	7 (7)	8 (8)	8 (8)	7 (8)	6 (8)	8 (8)
	合 計	8 (8)	10 (10)	11 (11)	11 (11)	10 (11)	9 (11)	11 (11)

※各年度4月1日現在

※各生涯学習センターは、平成28年9月までは社会教育会館であった。

※数値は現員数である。（ ）内は正規職員の定数又は社会教育指導員の設定数である。

人事課提出資料を参考に監査委員事務局が作成

(2) 社会教育専門職の現況

① 社会教育主事

社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の2第1項では、「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置く」と規定されている。

また、東京都板橋区教育委員会事務局組織規則第3条の4第1項では、

⁶ 会計年度任用職員は、地方公務員法の改正に伴い、令和2年度から新たに設けられた制度である。会計年度任用職員制度の導入により、これまで特別職の非常勤職員であった社会教育指導員は、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員となった。

生涯学習課に社会教育主事を置くとする。

社会教育法第9条の4では、社会教育主事の資格について次のとおり規定している。

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
 - イ 社会教育主事補の職にあつた期間
 - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
 - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

(社会教育主事の講習)

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

- 2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

社会教育法第9条の3第1項本文では、社会教育主事の職務について、「社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」とされている。

区の社会教育主事には、生涯学習課生涯学習推進係に1人、大原生涯学習センター及び成増生涯学習センターに各1人の計3人の社会教育職を配置している。近隣区の状況を見ると、令和3年7月現在で、社会教

育職を社会教育主事として配置しているのは豊島区1人、杉並区4人、中野区、練馬区は0人であった（中野区及び練馬区は、社会教育主事の資格を持つ事務職等を配置している。）。

社会教育主事は、社会教育行政の中心的な職員として、生涯学習に対する区民ニーズに応えるため、適切な情報提供やサークル活動への助言、主催する社会教育事業の企画・立案・実施、人と学習資源の連携・協働を行ってきた。

なお、教育委員会は、区民ニーズの一層の多様化に伴う生涯学習センターの運営の方向性について、専門職員の配置を含めて検討するとしている。

② 社会教育指導員

ア 職務

板橋区社会教育指導員設置要綱（令和元年11月25日区長決定。以下「指導員要綱」という。）では、社会教育指導員は、教育専門職の性格を有し、社会教育事業の振興をはかるため、社会教育主事を補佐し、関係団体等と密接な連絡のもとに協力し、助言及び指導するにあたっては区民の信頼を得るよう努めることとし、次の（ア）～（エ）の職務を行うとしている。

（ア）社会教育の各種学級・講座等の開設に関すること。

（イ）生涯学習センター利用団体等に対する助言及び指導に関すること。

（ウ）区民の学習相談に関すること。

（エ）その他、社会教育関係事業実施者及び関係団体等を支援すること。

現在は、社会教育事業の事務として、中高生・若者支援スペース *i - y o u t h*⁷（あい・ゆーす）についての若者支援事業にも携わっている。

⁷ *i - y o u t h*の説明は、39頁を参照。

イ 任用

社会教育指導員は、次の（ア）～（オ）に該当する者のうちから、選考により区長が任用すると定めている（指導員要綱第4条第1項）。

（ア） 文部科学大臣の指定する社会教育に関係のある職又は事業に1年以上あった者

（イ） 株式会社、有限会社、その他事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益によって得ている法人、NPO法人その他の団体（以下「民間企業等」という。）において、社会教育に関係のある職又は事業に1年以上あった者

（ウ） 民間企業等において、概ね13歳から39歳までの者を対象とした学習支援若しくは集団活動の支援を行う職又は事業に1年以上あった者

（エ） 社会教育主事補⁸として任用される資格を取得した者又は教育職員の普通免許状を有する者

（オ） （ア）から（エ）に掲げるもののほか、前述ア（ア）～（エ）の職務の遂行に必要な社会教育に関する教養と経験を有する者

社会教育指導員の募集は、生涯学習課及び各生涯学習センター窓口での申込書の配布や区公式ホームページへの掲載により行っている。生涯学習課は、書類審査や面接などにより、客観的な能力実証を行ったうえで、社会教育指導員を選考し、区長が任用している。

ウ 給与

給与は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第18条並びに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「会計年度任用職員給与条例施行規則」という。）第4条及び会計年度任用職員の給与及び報酬

⁸ 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を補助する役割を担い、大学で社会教育に関する課程を終了した際に得られる資格要件で、就労経験がない方でも、大学で社会教育に関する勉強をしていれば任用可能である。

の額を定める規則に基づき支給されている。

報酬は、任用区分Ⅰ（勤続年数7年までの場合）の職は月額10,333円、任用区分Ⅱ（勤続年数が7年を超える場合）の職は月額10,685円としている（令和3年4月1日現在）。

このほか、地域手当、時間外勤務手当、休日給等に相当する報酬及び期末手当が会計年度任用職員給与条例及び会計年度任用職員給与条例施行規則に基づき支給されている。

エ 勤務時間・休暇制度

社会教育指導員の勤務時間は、(ア)午前8時45分から午後5時30分まで、(イ)午前10時45分から午後7時30分まで、(ウ)午後0時45分から午後9時30分までのいずれかとしている（指導員要綱第10条第3号）。

休暇については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによるとしている（指導員要綱第12条）。

4月1日付け任用の場合、初年度の年次有給休暇は7日（年度途中の任用の場合は、任用月に応じて比例付与）とし、勤続年数に応じた有給休暇が付与され、当該年次有給休暇の残日数を20日を限度として翌年度に繰り越すことができるとしている（会計年度任用職員勤務時間規則第13条）。

令和2年度における社会教育指導員の年次有給休暇取得率⁹は73.1%であった。

オ 人材の育成

社会教育指導員は、社会教育主事と協力し、区における生涯学習の推進を図るため、その専門性を活かし、区民との協働による事業の運営支援やサークル活動への助言、若者へのサポートを担い、区民の主体的な

⁹ 年次有給休暇取得率は、算定期間中の有給休暇取得日数計／算定期間中の有給休暇付与日数計×100%で算出した取得率を、社会教育指導員の平均値で表している。

学びを支えている。

各生涯学習センターでは、2か月に1度すべての社会教育指導員が参加し、各生涯学習センターで主催している事業や学習支援の方法について情報交換を行っている。また、テーマを決めてワークショップ形式でグループ討議を行うことで意思の疎通を図るなど、課題の共有を含めた研修会を実施している。研修会では、生涯学習課職員による、コンプライアンスや情報セキュリティ、汚職防止（服務規律の徹底）など、区職員としての基本的知識の講義も行っている。このほか、所管部門の要請により各課で実施する、個人情報保護や障害者差別解消法などの研修にも参加している。

区以外の機関が実施する研修では、東京都社会教育指導員会が主催する研修会がある。令和元年度は、「ユニバーサルな居場所づくりと社会教育指導員の役割」をテーマに開催された。

生涯学習センターの「学習機会の提供」や「学びの循環」、「若者支援」の実践は、社会教育主事をはじめ、社会教育指導員が、利用者との継続的な関わりと対話を通して実現してきた。

社会教育指導員は、生涯学習の推進に向け、区民と地域との連携及び協働を図る仕組みづくりを補助していくという機能を発揮していくため、地域活動へのニーズの把握や、様々な人々や団体をつなぐコーディネーターの役割が期待されていることから、今後も時代の変化に対応した新しい知識を吸収していかなければならない。

生涯学習課は、学びをつなぐコーディネーターとしての役割を果たす社会教育指導員の人材育成に、継続的に取り組む必要がある。

5 生涯学習センターの管理

(1) 施設の概要

生涯学習センターにおける施設の概要は、図表6のとおりである。

図表6 生涯学習センターにおける施設の概要

設置根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育法第3条 ・東京都板橋区立生涯学習センター条例（以下「センター条例」という。）第1条 	
事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学びの推進に関する事。 (2) 学びを通じた多世代の交流に関する事。 (3) 若者の居場所づくりに関する事。 (4) 講座の開設その他の集会の開催に関する事。 (5) センターの施設の利用公開に関する事。 (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業 	
開館時間	午前9時から午後9時30分まで	
休館日	毎月第3月曜日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	
施設名	大原生涯学習センター	成増生涯学習センター
開設日	昭和49年4月16日	昭和59年9月18日
所在地	大原町5番18号	成増一丁目12番4号
敷地面積	1,500.00 m ²	1,693.84 m ²
延床面積	2,266.60 m ²	2,620.06 m ²
構造	鉄筋コンクリート造、 地上3階建	鉄筋コンクリート造、 地下1階・地上3階建
有料施設	レクリエーションホール、 学習室、第1集会室、第2集会室、第1講義室、	レクリエーションホール北、 レクリエーションホール南、 第1学習室、第2学習室、

有料施設	第2講義室、会議室、和室、調理実習室、多目的室、陶芸庫	第3学習室、会議室、和室、調理室、多目的室、工芸室、第1音楽練習室、第2音楽練習室
付帯設備	陶芸庫陶芸窯	工芸室陶芸窯、第2音楽練習室音響設備一式(ドラムセット他)
無料施設	ユースコーナー(若者の居場所)、談話室、相談室、オープン会議室、更衣室、学習コーナー、図書コーナー、保育室	

※ 成増生涯学習センターの延床面積には、1階部分に併設された教育支援センター成増教育相談室(218.00㎡)を含む。

(2) 維持管理

① 設備管理業務

各生涯学習センターは、電気機械設備、空調・冷暖房設備、エレベーター、給排水・衛生関係設備運転、防災設備を中心に、安全で効率的な運転・保全に必要な点検及び日常の保守点検を民間事業者へ委託している。

消防設備や防火設備、受水槽や給排水設備などの点検業務については、競争入札による契約を行っており、機械警備やエレベーター、自動ドアなどの点検業務については、機器の知識や使用形態を熟知している、設備を設置した専門の事業者へ特命随意契約を行っている。

現在、使用されているエレベーターは、大原生涯学習センターが昭和63年に増築により設置し、成増生涯学習センターが昭和59年に設置したものである。

大原生涯学習センターのエレベーター点検報告書では「竣工より32年が経過し、全体的なリニューアル推奨時期を迎えております。現行法に適合したリニューアルを要望致します」とあった。現行の建築基準法等では、エレベーターの設置について戸開走行装置や地震時管制運転装

置等の基準が設けられているが、設置当時は前述のような基準が無かったため、大原生涯学習センターのエレベーターは、建築基準法第3条第2項の規定により、既存不適格扱いとなっている。

エレベーターが既存不適格となっている状態を早期に解消し、事故を未然に防止するための対策を検討する必要がある。

② 施設管理業務

ア 清掃業務

環境衛生の維持と建築構造物の保全に努めるため、施設内及び施設周辺の日常清掃及び定期清掃を委託し、競争入札により事業者を決定している。

イ 受付・警備業務

貸出施設の予約及び申請の受付などの窓口業務、各生涯学習センター事業に関する案内業務や警備業務の委託について、競争入札により事業者を決定している。警備業務の内容は、平日の午後5時15分から午後10時までと土曜日・日曜日・祝日の午前8時45分から午後10時までの警備員による巡回、不審者の入退館の確認や閉館後の周辺巡回、退出時の機械警備を委託し、防犯対策を講じている。

各生涯学習センターは、夜間、正規職員が不在となり、警備体制は特に夜間の時間帯は、シフトを組んでいる社会教育指導員(2～4人)及び委託を受けた警備職員1人の体制である。

防犯カメラについては、大原生涯学習センターは1階に2台、2・3階に各1台設置されているが、成増生涯学習センターには設置されていなかった。

i-youthは、特に夜間に利用する中高生が多く、施設内の安全管理に対する万全の備えが必要である。

また、各生涯学習センターの消防訓練の実施状況は、令和2年度は職員による消防訓練について図上訓練しか行っておらず、消火訓練、通報訓練、避難訓練を含めた消防訓練は行われていなかった。令和元

年度、大原生涯学習センターでは、職員による消防訓練は行われていなかった。また、成増生涯学習センターでは、利用者と職員と合同で、調理室からの出火を想定した避難訓練のみ行った。

各生涯学習センターは、利用者の安全確保を最優先するためにも、防犯・防災上を含めたセキュリティの確保が大きな課題であるため、早急な取組を求めておく。

各生涯学習センターの施設維持に係る委託料決算額の推移は、図表7のとおりである。

図表7 各生涯学習センターの施設維持に係る委託料決算額の推移

(単位：円)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
大原 生涯学習 センター	委託料計	29,636,817	31,183,897	33,037,364	
	内訳	設備管理業務	1,953,685	1,888,497	1,989,864
		施設管理業務	27,683,132	29,295,400	31,047,500
成増 生涯学習 センター	委託料計	22,729,572	23,613,672	23,064,884	
	内訳	設備管理業務	4,709,016	4,696,048	4,594,700
		施設管理業務	18,020,556	18,917,624	18,470,184

生涯学習課提出資料

③ 改修及び修繕工事の状況

大原生涯学習センターは、昭和49年に建設され47年が経過し、成増生涯学習センターは、昭和59年に建設され37年が経過している。

維持管理上必要な大規模工事では、大原生涯学習センターが、昭和49年3月の新築工事（契約金額¹⁰ 194,668,000円）後、平成17年8月に耐震補強工事(23,520,000円)、平成28年6月に改修工事(17,779,608円)、令和元年6月にi-youth冷暖房機取替工事（8,052,480円）を行っている。

成増生涯学習センターは、昭和59年9月の新築工事（635,500,000

¹⁰ 24・25頁に記載されている（ ）内の金額は、各工事の契約金額を表わす。

円) 後、平成 28 年 7 月に改修工事 (5,829,948 円)、平成 29 年 11 月に内部改装の建築工事 (11,512,800 円)、令和 3 年 2 月に屋上防水工事及び外壁改修等工事 (120,377,400 円) を行っている。

なお、大原生涯学習センターは、昭和 63 年 2 月にエレベーター設置工事を行っており、各生涯学習センターの平成 28 年の改修工事は、i - y o u t h の設置に伴うものである。

平成 16 年度以降に施設経営課 (旧・営繕課を含む。図表 9 においても同じ。) が行った、各生涯学習センターの部門別工事実施状況及び各生涯学習センターの工事請負費の推移は、図表 8・図表 9 のとおりである。

図表 8 各生涯学習センターの部門別工事実施状況

区 分		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
大原生涯学習センター	建築設計	■																
	建築工事		■					■		■				■				
	電気工事		■															
	給排水衛生工事	■	■											■				
	ガス工事					■												
	空調工事					■												■
	防水								■									
成増生涯学習センター	建築設計																	■
	建築工事		■		■			■		■			■	■	■			■
	電気工事					■		■		■								
	給排水衛生工事						■		■									
	空調工事			■	■	■									■			
	消火設備													■				
	防水																	■

生涯学習課提出資料

図表 9 各生涯学習センターの工事請負費の推移

(単位: 千円)

区 分		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
工事請負費合計		8,668	3,104	1,889	2,783	5,389	24,835	16,984	3,990	13,235	122,970
内訳	大原生涯学習センター	6,784	1,962	1,189	1,309	1,336	19,559	2,358	1,070	9,988	1,194
	成増生涯学習センター	1,884	1,142	700	1,474	4,053	5,276	14,626	2,920	3,247	121,776

※工事請負費は、生涯学習課で執行した工事請負費と施設経営課に執行委任を行った工事請負費の合計額である。

生涯学習課提出資料

設備の劣化による誤作動や故障など、様々なトラブルに対して、毎年小破修理は行われているが、部品の生産終了などにより修理も年々困難になってきている。

各生涯学習センターは、利用者の安心・安全を確保するため、施設の老朽化に伴う設備更新について、計画的に工事を実施する必要がある。

④ 施設使用料

各生涯学習センターの有料施設の使用料は、センター条例第 10 条で定められている。また、センター条例第 10 条第 2 項では、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除するとあり、東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則第 3 条及び第 4 条において、障がい者・高齢者・青少年育成支援・子育ての団体には使用料の 5 割を減額し、中高生団体には使用料を免除している。

令和 2 年度における各生涯学習センターの減額又は免除の件数を見ると、大原生涯学習センターは、総利用件数 3,622 件のうち 636 件であり、成増生涯学習センターは、総利用件数 3,689 件のうち、134 件であった。

また、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各生涯学習センター主催の事業や、利用登録団体活動の中止や延期、さらに有料施設の貸出しを一部制限したことから、施設使用料収入は大幅に減少した。

各生涯学習センターの施設使用料収入の決算額の推移は、図表 10 のとおりである。

図表 10 各生涯学習センターの施設使用料収入の決算額の推移

(単位：円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
大原生涯学習センター	3,315,070	3,511,407	1,899,745
成増生涯学習センター	4,578,299	5,070,153	2,503,236

生涯学習課提出資料

なお、成増生涯学習センターの地階には音楽練習室が2室（第1音楽練習室、第2音楽練習室）あり、広さはそれぞれ41㎡（定員15人）、51㎡（定員10人）である。施設使用料は、第1音楽練習室は、午前750円、午後890円、夜間1,000円、第2音楽練習室は、午前1,000円、午後1,100円、夜間1,300円と定められている（センター条例第10条第1項・別表）。

付帯設備である音響設備は、第1音楽練習室はピアノ、第2音楽練習室はドラムセット、アンプ、チューナーを利用する場合は、午前・午後・夜間の利用ごとに、別途600円の付帯設備使用料が必要となるが、第1音楽練習室のみの利用であれば、付帯設備使用料の負担はない。

成増生涯学習センターにおいて、令和2年度に音楽練習室を利用した件数は213件であった。このうち、減免の申請があった12件は、すべて中高生団体の利用による使用料の免除申請であった。

⑤ 個人情報の管理体制

各生涯学習センターは、個人情報保護業務別マニュアルや個人情報保護措置チェックリストに基づき、事務の流れや事故防止策、危機管理対策を含め、職員間で定期的に業務の点検や見直しを行うことで、業務で取り扱う個人情報の保護と適正な利用に努めている。

区民から提出される個人情報の記載された書類としては、施設利用管理システム利用者登録等申請書や中高生・若者支援スペース個人利用届票、来訪者の受付簿、利用者や生涯学習センターで開催する事業の参加者名簿がある。これらの個人情報は、ファイルに綴り、鍵付きの書庫にて保管されている。

また、委託業者については、仕様書において、契約期間中及び契約終了後も、業務上知り得た情報を他に漏洩、開示してはならないこと及び委託業務の遂行以外の目的で使用してはならないことを定めており、併せて、「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」として、個人情報の保護に関する法律や東京都板橋区個人情報保護条例などを遵守し、

個人情報の取扱いを適切に行い、個人の権利利益を保護することに努めなければならないと定めている。

I T A-リザーブ¹¹ の利用登録や利用者申請に関する個人情報について、パソコンで利用する際は、職員ごとに設定をしたパスワード・I D で保護している。

個人情報の取扱いについては、事故が発生した場合の事故防止策や危機管理対策について、各生涯学習センター及び生涯学習課間で情報を共有し、意識の向上を図っている。

¹¹ I T A-リザーブとは、インターネットを通じて、区の体育施設や集会所などを予約できる「板橋区公共施設予約システム」をいう。

6 生涯学習センターの活動

(1) 生涯学習センターの利用登録

生涯学習センターは、施設の特徴を活かし、かつ、全区的な学習活動の支援が期待されている施設を、より多くの区民に利用してもらうため、利用団体の登録を行うとしている。

生涯学習センターの有料施設を利用できる者は、社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体と認められる団体及びおおむね12歳から18歳までの者による団体で、教育委員会が有料施設の利用を適当と認める者としている（センター条例第8条第2～第4項）。

利用登録の手続は、各生涯学習センターの窓口で行い、登録後は、インターネットを通じて施設を予約することができる。有効期間は、登録日から3年である。

なお、談話室や図書コーナー、保育室などの無料施設は、生涯学習センターの設置目的に従って利用する者の自由な利用に供するとしている（センター条例第8条第1項）。

各生涯学習センターの利用登録団体数の推移は図表11のとおりである。

図表11 各生涯学習センターの利用登録団体数の推移

(単位：団体)

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
大原生涯学習センター	185	191	176	182	188	180	184	184	162	165
成増生涯学習センター	199	213	236	257	281	307	288	317	234	259
合計	384	404	412	439	469	487	472	501	396	424

※各年4月1日現在

生涯学習課提出資料

(2) 利用登録団体の活動部門

各生涯学習センターの利用登録団体は、多くの部門で活動している。

大原生涯学習センターの利用登録団体における活動部門は、社交ダンスやフォークダンスなどのダンス部門の利用登録団体数が最も多く、成増生

涯学習センターは、音楽・吹奏楽・ロックといった音楽系の利用登録団体数が多い。

令和3年4月1日現在における、大原生涯学習センターの活動部門の内訳は図表12のとおり、成増生涯学習センターの活動部門の内訳は図表13のとおりである。

図表12 大原生涯学習センターの活動部門の内訳

部 門	登録数	部 門	登録数
ダンス	22	書道・習字	5
料理	12	野外活動・レクリエーション	5
手工芸	12	語学	5
体操・ヨガ	12	囲碁・将棋	5
音楽	12	華道・園芸	4
美術	11	工芸	3
ボーイスカウト・ガールスカウト	9	詩吟・謡曲	3
福祉・ボランティア	8	茶道	1
文芸	8	演劇	1
陶芸	7	その他	14
子育て	6	合計登録数	165

生涯学習課提出資料

図表13 成増生涯学習センターの活動部門の内訳

部 門	登録数	部 門	登録数
音楽	21	社交ダンス	12
吹奏楽	20	茶道・着付け	10
教育	19	陶芸	8
絵画・写真	17	書道・書画表装	6
調理	17	華道	5
健康体操	17	手工芸	5
ロック	17	演劇	1
文芸・歴史	15	その他ダンス	24
語学	15	その他	30
		合計登録数	259

生涯学習課提出資料

(3) 利用者懇談会

東京都板橋区生涯学習センターの利用に関する基準（平成28年8月教育長決定）第10条では、「登録団体は、毎年開催する生涯学習センター

の施設運営に関する利用者懇談会に参加するよう努めなければならない」とされている。各生涯学習センターは、利用者懇談会において、施設運営に関する情報を利用登録団体と共有しているほか、利用登録団体からの意見や要望、提案を聴取し、利用登録団体の運営について助言や指導を行っている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催されなかったが、令和元年度は各生涯学習センターで開催された。

大原生涯学習センターでは、サークルの参加事業の説明と募集及び i - y o u t h に来る若者たちの理解や交流のための提案、I T A - リザーブの予約方法や支払方法の再確認のほか、利用登録団体の会員を増やす方法の相談に対するアドバイスを行った。また、成増生涯学習センターでは、利用団体登録の更新手続の方法や施設利用に関する質疑、同センターで開催される事業の概要について説明を行った。

各生涯学習センターで開催された利用者懇談会の参加者状況は、図表 14 のとおりである。

図表 14 各生涯学習センターで開催された利用者懇談会の参加者状況
(単位：人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
大原生涯学習センター	85	110	107	108
成増生涯学習センター	167	231	248	223

※大原生涯学習センターでは、平成 28・29 年度に各 2 回開催された。

生涯学習課提出資料

(4) 生涯学習センターの利用実績の推移

令和2年度の利用については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各生涯学習センター主催の事業や利用登録団体活動の中止や延期、また、施設の貸出しを一部制限したことから、各生涯学習センターの延べ利用件数及び延べ利用者数は大幅に減少した。

大原生涯学習センターの利用実績の推移は図表 15 のとおり、成増生涯学習センターの利用実績の推移は図表 16 のとおりである。

図表 15 大原生涯学習センターの利用実績の推移

(単位：件、人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延べ利用件数	7,048	7,202	6,997	7,251	6,721	6,687	6,386	6,415	3,622
延べ利用者数	92,303	88,291	87,367	88,718	81,130	80,133	77,800	70,522	31,230

※ i - y o u t h (平成28年10月開設) の利用実績は除く (図表16において同じ。)

生涯学習課提出資料

図表 16 成増生涯学習センターの利用実績の推移

(単位：件、人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延べ利用件数	7,207	6,765	7,121	7,124	5,956	7,527	7,183	6,411	3,689
延べ利用者数	63,712	63,715	65,603	62,553	60,303	62,842	62,469	58,115	28,175

生涯学習課提出資料

(5) 生涯学習センターの利用率の推移

各生涯学習センターの利用率は、各施設とも1日を通して、午後の時間帯の利用率が高い傾向にある。また、調理(実習)室及び和室については、各生涯学習センターに共通して夜間の利用率が低下した。

令和2年度における生涯学習センターの利用率は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少し、特に、夜間の利用率は、貸出しを停止した期間があったことや通常の利用時間である午後9時30分までを午後9時までに短縮したことから大幅に減少した。

大原生涯学習センターの利用率の推移は図表17のとおり、成増生涯学習センターの利用率の推移は図表18のとおりである。

図表 17 大原生涯学習センターの利用率の推移

(単位：%)

施設	時間帯	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
レクリエーションホール	午前	65.7	59.4	60.8	56.5	34.6
	午後	79.5	75.8	82.4	77.8	49.3
	夜間	78.4	69.2	65.7	66.6	28.8
和室	午前	61.7	57.3	54.8	41.5	26.5
	午後	71.2	68.3	66.3	57.3	35.7
	夜間	23.3	21.3	19.3	20.5	6.3
会議室	午前	49.0	45.8	43.5	44.1	34.0
	午後	88.2	90.8	88.2	81.3	70.3
	夜間	24.5	29.4	34.6	20.2	8.1
第1集会室	午前	60.5	57.9	55.6	50.1	27.4
	午後	89.9	86.7	75.2	74.1	45.2
	夜間	42.9	39.2	45.8	58.5	16.7
第2集会室	午前	50.7	49.9	55.9	62.0	34.9
	午後	88.2	88.8	87.0	81.6	47.3
	夜間	28.5	30.0	37.5	32.3	13.5
第1講義室	午前	59.4	53.6	52.4	42.7	13.3
	午後	76.7	73.2	66.0	55.3	28.5
	夜間	30.3	29.4	22.8	21.6	9.8
第2講義室	午前	81.0	82.7	76.1	78.1	56.2
	午後	91.6	92.2	88.5	84.4	60.8
	夜間	36.0	47.0	42.4	30.3	12.7
調理実習室	午前	64.0	59.1	56.5	49.9	14.7
	午後	67.1	65.1	53.6	50.4	20.5
	夜間	12.1	13.8	3.2	3.5	0.3
学習室	午前	61.4	61.7	62.0	58.8	14.7
	午後	71.2	70.6	71.2	63.7	28.8
	夜間	51.3	42.9	41.2	35.7	3.7
多目的室	午前	37.5	69.7	45.8	22.2	19.0
陶芸庫	午前	79.3	79.8	73.8	75.2	55.3
	午後	88.5	88.8	83.0	79.3	58.5
	夜間	28.8	29.1	30.5	19.3	12.4

※利用率は、利用日数を開館日数で割り返している（図表 18 において同じ。）。

※多目的室は午前のみ貸出しであり、午後及び夜間は i - y o u t h の利用となっている（図表 18 において同じ。）。

生涯学習課提出資料

図表 18 成増生涯学習センターの利用率の推移

(単位：%)

施設	時間帯	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
レクリエーションホール（北）	午前	75.2	83.6	75.8	72.6	72.2
	午後	78.7	90.2	78.7	74.9	32.6
	夜間	70.0	83.6	79.8	68.3	38.2
レクリエーションホール（南）	午前	56.5	72.6	67.1	71.8	86.5
	午後	66.3	83.9	65.1	53.9	34.4
	夜間	61.7	70.0	66.9	64.8	41.3
和室	午前	50.4	67.4	53.6	38.6	22.9
	午後	47.8	73.8	63.7	58.8	70.1
	夜間	14.4	22.8	17.3	28.8	20.8
会議室	午前	64.0	75.8	70.9	57.6	53.1
	午後	76.9	85.0	84.1	81.3	63.5
	夜間	47.8	61.7	62.5	60.2	36.5
第1学習室	午前	57.1	63.7	65.7	67.7	56.9
	午後	70.0	85.0	84.7	69.2	52.4
	夜間	33.1	62.0	46.7	43.5	26.0
第2学習室	午前	45.2	57.1	50.4	56.5	49.7
	午後	72.3	84.7	81.0	74.4	60.8
	夜間	34.0	46.4	40.3	37.8	22.9
第3学習室	午前	63.4	73.2	70.9	64.0	55.2
	午後	67.4	77.2	73.5	75.5	49.3
	夜間	21.3	47.3	42.4	40.6	20.1
工芸室	午前	81.6	81.3	88.5	79.5	59.4
	午後	79.8	81.0	87.9	79.5	58.7
	夜間	0.3	2.0	3.5	0.3	0.0
調理室	午前	37.2	45.0	42.1	40.1	26.4
	午後	47.6	54.5	55.0	45.8	23.6
	夜間	8.4	16.1	11.8	8.6	4.2
多目的室	午前	0.0	0.0	11.8	25.1	22.6
第1音楽室	午前	29.4	35.2	32.9	34.0	27.8
	午後	55.9	64.3	60.5	47.3	13.2
	夜間	20.7	42.4	45.2	49.8	9.7
第2音楽室	午前	19.0	27.7	41.2	25.4	8.7
	午後	43.5	55.0	56.5	29.4	9.7
	夜間	30.0	41.8	64.6	34.6	4.9

生涯学習課提出資料

(6) 生涯学習センターの講座実績

各生涯学習センターは、各種講座を主催するほか、NPOやボランティア団体などと共催で、様々な分野の講座を実施している。令和2年度の各種講座数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種講座の中

止や縮小の対策が取られたことから、令和元年度と比較して大幅に減少した。

令和元年度における大原生涯学習センターの分野ごとの講座実績は、合計 76 講座（うち、大原生涯学習センター主催は 54 講座、共催は 22 講座）で延べ 489 日、参加者は延べ 10,255 人であった。また、令和 2 年度における大原生涯学習センターの講座実績は、合計 27 講座（うち、大原生涯学習センター主催は 20 講座、共催は 7 講座）で延べ 97 日、参加者は延べ 1,029 人であった。

令和元年度の大原生涯学習センターの講座実績は図表 19 のとおり、令和 2 年度の大原生涯学習センターの講座実績は図表 20 のとおりである。

図表 19 令和元年度 大原生涯学習センターの講座実績

分 野	講座数	日 数	参加者数
若者支援	16 (4)	64日	760人
学習成果の発表・交流	22	48日	2,745人
地域コミュニティ創造支援	4 (3)	22日	353人
社会参加支援	2	32日	812人
ボランティア市民活動	13 (12)	14日	318人
施設事業運営への参加・参画	1	1日	108人
I C T 学習支援	8	262日	4,808人
学校地域教育支援	5	28日	179人
大学等との連携事業	3 (3)	9日	117人
現代的課題の学習	2	9日	55人
計	76 (22)	489日	10,255人

※日数及び参加者数は、延べである（図表 20・21・22 において同じ。）。

※講座数の欄中（ ）内の数字は、共催の講座数を表す（内数）（図表 20・21・22 において同じ。）。

生涯学習課提出資料

図表 20 令和 2 年度 大原生涯学習センターの講座実績

分 野	講座数	日 数	参加者数
若者支援	8 (1)	40日	370人
学習成果の発表・交流	4	7日	109人
地域コミュニティ創造支援	1 (1)	6日	67人
社会参加支援	1	5日	86人
ボランティア市民活動	4 (4)	4日	62人
施設事業運営への参加・参画	0	0日	0人
I C T 学習支援	3	15日	214人
学校地域教育支援	3	13日	78人
大学等との連携事業	1 (1)	1日	4人
現代的課題の学習	2	6日	39人
計	27 (7)	97日	1,029人

生涯学習課提出資料

令和元年度における成増生涯学習センターの分野ごとの講座実績は、合計 27 講座（うち、成増生涯学習センター主催は 24 講座、共催は 3 講座）で延べ 375 日、参加者は延べ 6,333 人であった。また、令和 2 年度における成増生涯学習センターの講座実績は、合計 15 講座（うち、成増生涯学習センター主催は 11 講座、共催は 4 講座）で延べ 111 日、参加者は延べ 629 人であった。

令和元年度の成増生涯学習センターの講座実績は図表 21 のとおり、令和 2 年度の成増生涯学習センターの講座実績は図表 22 のとおりである。

図表 21 令和元年度 成増生涯学習センターの講座実績

分 野	講座数	日 数	参加者数
若者支援	5 (1)	46日	564人
地域教育支援	3	18日	159人
I C T 学習支援	3	265日	3,369人
サークル公開教室	10	25日	266人
地域コミュニティ創造支援	2 (2)	7日	243人
現代的課題の学習	2	11日	96人
集会事業	2	3日	1,636人
計	27 (3)	375日	6,333人

生涯学習課提出資料

図表 22 令和 2 年度 成増生涯学習センターの講座実績

分野	講座数	日数	参加者数
若者支援	3 (1)	38日	62人
地域教育支援	3 (1)	12日	109人
I C T 学習支援	3	42日	213人
サークル公開教室	4	10日	120人
地域コミュニティ創造支援	2 (2)	9日	125人
集会事業	0	0日	0人
計	15 (4)	111日	629人

生涯学習課提出資料

(7) 生涯学習センターの特色ある事業

① 広場あすなろ

大原生涯学習センターは、軽度の知的障がいのある方々の社会参加を支援する事業として、「広場あすなろ」を実施している。

区は、昭和 49 年に大原社会教育会館（当時）で「手をつなぐ親の会¹²」やボランティアの協力を得て、軽度の知的障がいのある方々の学習機会の提供、生活技術習得、相互に学び合う仲間づくりを目的に「あすなろ学級」を発足した。平成 15 年に「あすなろ学級」の名称を「広場あすなろ」に変更し、お楽しみ会やスポーツ、調理、クラブ活動（パソコン、音楽など）など月に 2 回ほど活動している。

令和元年度は 18 回開催し、延べ 757 人の参加があり、活動内容は、年 9 回発行されたあすなろ新聞に掲載されている。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、年間計画を変更しながら 5 回開催し、延べ 86 人の参加があった。

② いたばしボランティア・市民活動フォーラム

大原生涯学習センターは、平成 10 年度からボランティア・市民活動団体の交流を目的として「いたばしボランティア広場」を開催し、その後、NPO 等との共催により福祉・環境・国際・子育て・教育・防災・まちづくりなどの様々な分野の団体との協働により、社会的課題や地域

¹² 手をつなぐ親の会は、知的障がいのある人の家族及び支援者で構成される会で、昭和 31 年に発足した。

課題を発見し、解決する学びあいの事業として令和2年度までに141回実施した。令和2年度は、「総合的な学習に関わる障がい者の社会参加を考える」、「高次脳機能障がい者の支援とその課題を考える」などをテーマとしたフォーラムを4回開催した。この事業は、区民と区との協働により開催され、「ともに生きる」、「ともに学ぶ」を発展させ、人々の尊厳のある生き方を支援するまちを「ともに創る」ことを目指すものとなっている。

③ ユースフォーラム

成増生涯学習センターは、中学生平和の旅¹³に参加した生徒が平和について学習・体験した成果を、区民との協働で学び合うための講座（ユースフォーラム）を平成24年度から開催している。

令和元年度は92人の参加があったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中学生平和の旅が中止になったことから、前年度に中学生平和の旅に参加した生徒の協力を得て、平和をテーマにした話し合いだけでなく、「環境問題と新型コロナウイルス」、「SDGsを身近なところから考える」など、コロナ禍での中高生・若者を取り巻く課題をテーマに加え、中高生・若者が学びあう機会を設け14人の参加があった。また、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策から、オンライン会議システムを利用した意見交換も行った。

④ 不登校交流会

成増生涯学習センターは、不登校の子どもを持つ保護者が、不安や悩みなどを当事者間で話し合い、また、進路などについて情報交換を行う「不登校交流会」を平成26年度から実施している。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策を講じながら10回実施し、参加者は延べ73人であった。

¹³ 中学生平和の旅は、次代を担う子どもたちに平和の大切さを伝える目的で実施している事業。区立中学生を被爆地である広島及び長崎へ派遣し、平和式典や広島市及び長崎市主催の平和事業への参加を通じて、平和について考える。

また、現在、社会人となった不登校経験者の話を聞き、不登校について考える企画も令和2年度は1回行われ、参加者は22人であった。

⑤ まなぼーとフェスティバル

各生涯学習センターは、年1回、まなぼーとフェスティバルを開催し、利用登録団体の活動成果の発表を通して、来場者や利用登録団体相互の交流を図っている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となったが、令和元年度は各生涯学習センターともに6月に2日間開催された。大原生涯学習センターは、41の利用登録団体と一般の観客を含め、延べ2,015人の参加があった。成増原生涯学習センターは、37の利用登録団体と一般の観客を含め、延べ1,413人の参加があった。

各生涯学習センターでは、まなぼーとフェスティバル開催後は、フェスティバル全体についての意見を利用登録団体で集約し、次回のフェスティバルに役立てている。

(8) 若者の居場所づくり (i - y o u t h)

① 現況

平成28年10月1日、各生涯学習センター内に中高生・若者支援スペースとして開設した

「i - y o u t h」は、若者がひとりでも気軽に立ち寄れ、仲間とダンスや演劇の練習などができるスタジオや静かに自主活動ができる部屋などを備えた若者の居場所となっている。



大原生涯学習センター
i - y o u t h スタジオの様子

また、不登校の中高生を含めた様々な悩みを抱える若者が安心して過ごせる、家庭・学校以外の第三の居場所となっている。

利用時間は、平日は午後1時から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後9時までであり、日曜日・祝日は午前9時から午後5時までである。



成増生涯学習センター
i - y o u t h スタジオの様子

東京都板橋区生涯学習センターの中高生・若者支援スペース運営要綱（平成28年9月教育長決定）では、i - y o u t h を利用する場合は、（ア）個人利用届票を受付で記入し、利用登録を行う、（イ）個人利用届受理証が発行される、（ウ）入館時は中高生・若者支援スペース入館者名簿に名前と利用者番号を記入するとしている。また、個人利用届の有効期間は、登録した日から3月31日までとし、毎年4月に個人利用更新届書により更新手続を行うものとしている。

i - y o u t h のスタジオは平日の午前は一般の利用者に貸し出しており、大原生涯学習センターは930円、成増生涯学習センターは800円としている。なお、利用者のすべてが中学生以上高校生以下である団体が利用する場合は、使用料が免除される。

② 利用状況

i - y o u t h の利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和元年度から減少しているものの、開設当時からみると増加し、利用者層も中学生から高校生・大学生へと広がっている。

各生涯学習センターによれば、年代間の仲間づくりも見られるようになってきており、また、中学生の利用者は各生涯学習センターの近隣在住者に限られているが、高校生については、区外在住者もあるとのことである。

i - y o u t h を利用する若者と、シニア世代など大人の利用が別の場所になっていること、利用時間帯が異なっていることから、交流する機会が限られている。

各生涯学習センターは、中高生をはじめとした若者の i - y o u t h の利用を促進するため、今後も広く P R 活動を行うとともに、シニア世代など大人との交流を図るきっかけづくりに取り組むことが求められる。

i - y o u t h（大原生涯学習センター）の利用者数の推移は図表 23 のとおり、i - y o u t h（成増生涯学習センター）の利用者数の推移は図表 24 のとおりである。

図表 23 i - y o u t h（大原生涯学習センター）の利用者数の推移
(単位：人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
乳幼児	140	426	400	478	4
小学生	538	1,258	666	524	8
中学生	2,534	10,657	11,341	9,721	4,214
高校生	165	2,759	4,785	5,207	3,287
大学生・その他	1,061	2,065	1,613	1,909	868
計	4,438	17,165	18,805	17,839	8,381

※平成 28 年度は 10 月 1 日からの実績である（図表 24 において同じ。）。

※i-youthのスペースが使用されていない時は、乳幼児、小学生の利用が可能のため、利用者数の内訳に加えている（図表 24 において同じ。）。

生涯学習課提出資料

図表 24 i - y o u t h（成増生涯学習センター）の利用者数の推移
(単位：人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
乳幼児	166	610	479	413	42
小学生	78	1,268	1,286	1,482	0
中学生	421	879	4,818	5,657	2,442
高校生	719	2,199	4,640	4,254	1,966
大学生・その他	601	1,376	2,407	2,133	1,505
計	1,985	6,332	13,630	13,939	5,955

※平成 29 年度は 8 月 21 日から 11 月 20 日まで工事で閉鎖したため、同年度の利用者数には、他の有料施設を i-youth として利用した者の数も計上している。

生涯学習課提出資料

③ ダンスフェスタ

ダンスフェスタは、ダンスの練習に取り組む区内の中高生、各生涯

学習センターの i - y o u t h を利用している若者が日頃の練習成果を発表し、交流する場として毎年開催している。各生涯学習センターは、企画運営を担う実行委員会を組織して、中高生・若者及びジュニアリーダー¹⁴ 経験者、青少年問題協議会委員から実行委員を選出し、相互交流を促進し、地域とともに学び合う事業を実施している。

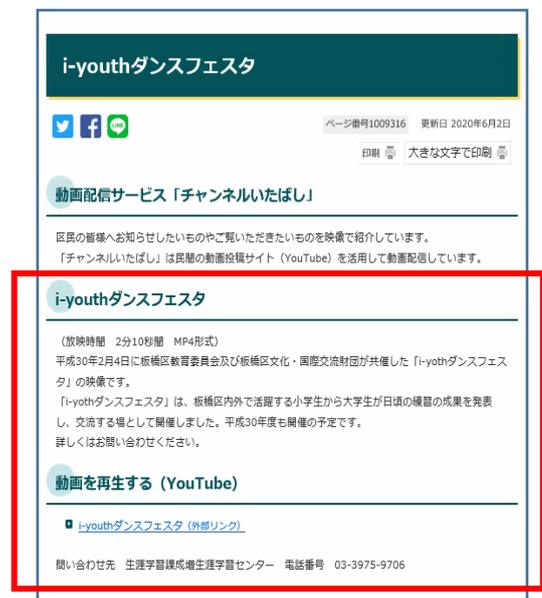
ダンスフェスタの催しの案内は、区公式ホームページのほか、広報いたばし、ふれあい（公益財団法人板橋区文化・国際交流財団発行）、チラシ等で行っている。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和元・2年度の開催は中止されたが、平成30年度は文化会館で開催し、出演チーム数 19、参加者 123 人、観客 628 人であり、中高生のダンス部や有志メンバー、大学生などが日頃の練習成果を発表し交流が図られた。

参加者からのアンケート調査では、「大変良かった」「良かった」などの意見が9割を占め、多くの好評の意見が寄せられており、中高生・若者には関心が



区公式ホームページから



区公式ホームページから

¹⁴ ジュニアリーダーは、小学4年生から6年生・中学生・高校生を中心に地域活動をしている者である。ジュニアリーダーの活動は、地域行事への参加を通して、「様々な社会体験をすること」、「地域の大人や異なる年齢層の子どもなど、多様な人たちと交流を持つこと」により、将来の地域を担う人材を育成することを目的としている。

高いことが伺える。

なお、開催の様子は、区の動画配信サービス「チャンネルいたばし」を活用し、区公式ホームページを通して配信されている。

7 生涯学習センターの情報発信

各生涯学習センターは、区公式ホームページや広報紙（広報いたばし、教育の板橋）、パンフレットのほか、SNS¹⁵ を活用して、講座やイベントの情報を広く発信している。

(1) 区公式ホームページ

各生涯学習センターは、区公式ホームページに開館時間や使用料、開催する講座やイベント事業の案内など、各生涯学習センターの利用に関する情報を掲載している。また、施設内の写真も掲載するなど、利用者にイメージしやすい情報を発信している。

各生涯学習センターに関する情報は、区公式ホームページ・トップページの板橋区教育委員会のページを開いて「生涯学習・文化財」又は「施設のご案内」からでないと入手できない状況である。



区公式ホームページ・トップページから

¹⁵ SNSとは、social networking service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計されたサービスのこと。フェイスブック、ツイッター、ライン、インスタグラムなどがある。

板橋区教育委員会

Twitter Facebook LINE

ページ番号1011967 更新日 2021年10月1日

印刷 大きな文字で印刷

▶再生 1 2 3 4

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

▶ 学校施設開放

教育広報
教育の板橋

<p>生涯学習・文化財</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 「まなぼーと」(生涯学習センター)のご案内 ◦ 生涯学習 ◦ 生涯学習センター(まなぼーと)の運営につきまして ◦ まなぼーと(生涯学習センター) ◦ 講座 ◦ 学習・スポーツガイド ◦ 生涯学習団体・サークル 	<p>青少年の健全育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 板橋区青少年問題協議会 ◦ ジュニアリーダーの育成 ◦ 青少年委員 ◦ 青少年健全育成事業 ◦ 青少年健全育成地区委員会活動事業 ◦ 板橋区青少年表彰 	<p>幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 区立幼稚園 ◦ 私立幼稚園 ◦ 幼児教育・保育無償化(幼稚園・認定こども園)
<p>施設のご案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 板橋区立図書館 ◦ まなぼーと(生涯学習センター) ◦ 教育科学館 ◦ 社会教育宿泊施設 	<p>学校施設に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 校舎の改修・改築 ◦ 学校施設・学校開放 	

教育委員会のホームページ

また、区公式ホームページ・トップページの共通メニュー項目にある「子育て・教育・生涯学習」から展開される情報には、教育や生涯学習に関する情報は掲載されていない。



※令和3年9月1日現在

区公式ホームページから

(2) 広報紙

各生涯学習センターは、各生涯学習センターで開催する講座・イベント事業について、「広報いたばし(週1回発行)」、「教育の板橋(年3回発行)」及び「いたばし教育チャンネル¹⁶(年6回発行)」を利用し、区民に情報提供を行っている。



¹⁶ 教育委員会の役割や教育委員会が行っている事業等について、区立幼稚園・小学校・中学校に在籍する児童・生徒の保護者あてに情報提供するため発刊している。

区が令和元年度に行った区民意識意向調査によると、区に関する情報の入手方法を年代別にみると、「広報いたばし」が全体の5割を超えており、20歳代、30歳代を除くすべての年代で第1位となっている。一方、20歳代、30歳代では「区内に設置されている掲示板」が第1位であり、「広報いたばし」からの情報入手はともに第3位であった。

(3) パンフレット

各生涯学習センターは「まなぼーと大原」及び「まなぼーと成増」という、施設の案内や使用料を掲載したパンフレットを、令和2年度に各生涯学習センター3,500部、合計7,000部作成し、区の公共施設の窓口(55施設)を中心に配布している。

また、i-youthのパンフレットについては、イラストを使用するなどの工夫をし、令和2年度に各生涯学習センター8,000部、合計16,000部を作成し、区立中学校を中心に41施設に配布されている。



i-youth のパンフレットは、区立中学校への配布は行われているものの、高等学校や専門学校などへの配布はされていない。



生涯学習課提出資料

(4) SNS の活用

各生涯学習センターは、フェイスブックやインスタグラムなどの SNS 活用して、各生涯学習センターで行っている講座やイベント事業の情報や利用者の活動の様子を画像や動画を交えて配信している。

区が令和元年度に行った区民意識意向調査でも、区に関する情報の入手方法として、SNS が 10 歳代～30 歳代の特徴として見られた。

各生涯学習センターは、スマートフォンを多く利用している中高生・若者に積極的に情報提供している。

各生涯学習センターは、開催している講座やイベント事業の情報を広く区民に知らせる発信力を強化し、施設の認知度を高めていくことが不可欠である。各生涯学習センターは、区民の学習活動を進めるために、あらゆる広報媒体を効果的に活用して、生涯学習に関する情報を積極的に発信していく必要がある。

検討・改善を求める事項

着眼点1 区立生涯学習センターは、適正に維持管理されているか。

1 各生涯学習センターのセキュリティ対策

各生涯学習センターは、夜間、正規職員が不在となり、警備体制は特に夜間の時間帯は、シフトを組んでいる社会教育指導員（2～4人）及び委託を受けた警備職員1人の体制である。防犯カメラについては、大原生涯学習センターは1階に2台、2・3階に各1台設置されているが、成増生涯学習センターには設置されていなかった。

i - y o u t hには特に夜間に利用する中高生が多く、施設内の安全管理に対する万全の備えが必要である。

また、各生涯学習センターの消防訓練の実施状況は、令和2年度は職員による消防訓練について図上訓練しか行っておらず、消火訓練、通報訓練、避難訓練を含めた消防訓練は行われていなかった。令和元年度においては、大原生涯学習センターは、職員による消防訓練は行われていなかった。また、成増生涯学習センターは、利用者と職員と合同で、調理室からの出火を想定した避難訓練のみ行った。

各生涯学習センターは、利用者の安全確保を最優先するためにも、防犯・防災上を含めたセキュリティの確保が大きな課題であるため、早急な取組を求めておく。（P23）

2 各生涯学習センターの設備更新

設備の劣化による誤作動や故障など、様々なトラブルに対して、毎年、小破修理は行われているが、部品の生産終了により、修理も年々困難になってきている。各生涯学習センターは、利用者の安心・安全を確保するため、施設の老朽化に伴う設備更新について、計画的に工事を実施する必要がある。

（P26）

着眼点2 区立生涯学習センターにおいて、区民の生涯学習や多世代交流を目的とした事業は、効果的に行われているか。

1 社会教育指導員の人材育成

社会教育指導員は、生涯学習の推進に向け、区民と地域との連携及び協働を図る仕組みづくりを補助していくという機能を発揮していくため、地域活動へのニーズの把握や、様々な人々や団体をつなぐコーディネートの役割が期待されていることから、今後も時代の変化に対応した新しい知識を吸収していかなければならない。生涯学習課は、学びをつなぐコーディネーターとしての役割を果たす社会教育指導員の人材育成に、継続的に取り組む必要がある。(P20)

2 生涯学習に関する情報発信

各生涯学習センターは、開催している事業やイベント開催の情報を広く区民に知らせる発信力を強化し、施設の認知度を高めていくことが不可欠である。各生涯学習センターは、区民の学習活動を進めるために、あらゆる広報媒体を効果的に活用して、生涯学習に関する情報を積極的に発信していく必要がある。(P48)

総括意見

区民の生涯学習に関するニーズは多様化しており、生涯学習センターの運営管理にあたっては、利用者や登録団体の意見・要望に十分配慮することが重要である。

こうした状況を踏まえ、最後に総括意見を述べる。

第一に、適切な施設更新を図ることが必要である。

生涯学習センターは、施設建設以来、大規模な長寿命化改修が実施されておらず、電気・給排水衛生設備、冷暖房設備、エレベーターなど早期の改修が必要とされている。

一方、生涯学習センターの利用者数は、これまで特に大きな伸びを示さなかったこともあり、必ずしも施設更新の優先順位が高いとは言えなかった。

余暇を豊かに過ごしたいという区民ニーズや生涯を通じた学習意欲の高まりの中で、今後は生涯学習センターの施設更新を適切に行うことについて検討を進める必要がある。

第二に、i - y o u t hの一層の充実を図ることが必要である。

i - y o u t hは、中高生を中心とした「若者の居場所」として整備されたが、利用者数が増えたとはいえ、まだ近隣在住や在学の中高生がほとんどである。

ただ、近隣区を含め、若者支援の施設や施策が少ないことから、今後は若者同士の活発な情報交換を通じて利用の拡大の可能性が大きい。

「若者の居場所」としての魅力度を高め、多様なニーズに応えることのできる施設にするために、今後は教育委員会の事務の範疇にとどまらず、若者支援に取り組む区のすべての部署が連携して支援のネットワーク化に取り組むことが重要である。

生涯学習センターがその中心的役割を担えるよう、生涯学習課は職員の人材

育成や情報収集に努め、生涯学習センターの機能強化に取り組むことを期待する。

【令和2年度】 講座等事業の実施現況一覧 【区立大原生涯学習センター】

講座名		内容	主催者		時間帯					実施回数					周知方法					
			区単独	共催	午前	午後	夜間	週1回	月1回	年1回	年2回〜5回	年6回以上	広報いたばし	ホームページ	チラシ	パンフレット	その他			
1	ブックカフェ	本に関心のある人が集まる場。読書のきっかけづくりになるように、いろいろな面白い本を置くようにしている。話したいテーマを話し合い、月別のテーマにして交流を深めた。	○					○												○
2	青少年の性の悩み 等対応事業	コンドームケースにもなるアクセサリケースをデコレーションしながら、コンドームの保管方法や恋愛の悩みなどの話をする。	○				○						○							○
3	中高生・若者の企画参加によるワークショップ	紙芝居制作	○				○						○							○
4	ハローウィン・お化け屋敷・ボディペインティング	i-youth利用者の中学生の提案によりハローウィンとして、手作りお化け屋敷を企画した。高校1年生と受付でアルバイトをしている大学生2名らのボランティア協力を得て、お化け屋敷とボディペインティングを実施した。	○				○						○							○
5	キャリア教育	都立高校説明会	○				○						○							○

講座名			内容	主催者		時間帯					実施回数					周知方法				
				区単独	共催	午前	午後	夜間	週1回	月1回	年1回	年2回～5回	年6回以上	広報いたばし	ホームページ	チラシ	パンフレット	その他		
29	大学等との連携事業	大学地域教育連携プラットフォーム	子どもプログラミング教室 オリジナルキャラクターを動かそう	中止		○														
30			家政大学連携学習会 子どもプログラミング教室	東京家政大と大原ICTサポートが連携して行う小学生向きプログラミング教室の打ち合わせを行った。テーマ・日程・参加人数などを検討した。																
31	現代的課題の学習	働きと育児を考える	企画・運営会議	2月26日・3月6日に予定している講座（全2回）のタイトルや内容を決める。	○		○						○							○
32			講座	講座「コロナ禍だからこそ『自分軸』を見つめ直そう」	○		○							○		○	○	○		

【令和2年度】 講座等事業の実施現況一覧

【区立成増生涯学習センター】

講座名			内容	主催者		時間帯					実施回数					周知方法					
				区単独	共催	午前	午後	夜間	週1回	月1回	年1回	年2回〜5回	年6回以上	広報いたばし	ホームページ	チラシ	パンフレット	その他			
1	若者の居場所づくり	お茶会	専門家のサポート得て、参加者の性の多様性に関する理解と気づきを促し、自己肯定感の向上を目指して、自分の好きなものやひとつについて安心して語り合う場を設けた。テーマは「好きを語る」、「Love is Life」。	○			○						○			○		○			
				○			○								○			○		○	
				○			○									○			○		○
2	若者支援	成増ほけん室	UNOやアクセサリーケース作りなど中学生、高校生が取り掛かれるツールを使い状況を見ながら性感染症、HIV予防などについて、正しく知ってもらう。		○		○						○			○		○			
3		ダンスフェスタ	i-youth ダンスフェスタ	中止		○															
4		学習支援	成増スタディールーム	ボランティアの講師による、中高生の求めに応じた学習の場・相談の場。(34回開催)	○				○	○					○	○			○		
5	地域教育支援	ユースフォーラム	ユースフォーラム	「中学生平和の旅」に参加した中学生が区民と協働で平和について学びあう講座。		○		○				○			○		○				
6		不登校	不登校交流会	不登校の子どもを持つ保護者が、不安や悩みなどを当事者同士で話し合い、また進路などについて情報交換を行う。	○			○				○									
7			不登校経験者の話を聞いてみよう	今は社会人となった不登校経験者の話を聞き、不登校について考える機会とする。	○			○					○								
8	ICT学習支援	ICT学習支援	成増 ICT 学習室 パソコン講座	中止	○																
9			成増 ICT代表者会議	パソコン講座の運営等について協議した。(総会1回・役員会3回)	○		○							○							
10			成増フレンドパソコン学習支援	成増フレンドの児童・生徒に、パソコンの使用について支援を行った。	○		○			○											

講座名			内容	主催者		時間帯					実施回数					周知方法					
				区単独	共催	午前	午後	夜間	週1回	月1回	年1回	年2回～5回	年6回以上	広報いたばし	ホームページ	チラシ	パンフレット	その他			
11	サークル公開教室	サークル公開教室	フラダンス	使用する歌の歌詞の説明、姿勢や振り付けの説明と練習。ストレッチ。視線についての説明と練習。復習。	○		○						○		○						
12			中国語で会話してみよう	簡単な中国語に触れる。あいさつ、自分の名前を中国語でいう。簡単な会話を楽しむ。	○			○						○		○					
13			とっさのひとこと中国語	簡単な中国語に触れる。	○				○						○		○				
14			そば打ち体験教室	そば打ち体験をして、打ったそばを容器に入れて持ち帰る。	○		○	○									○				
15	地域コミュニティ創造支援	地域コミュニティ創造支援	SDGs「誰も置き去りにしない」社会の実現に向けて	「誰も置き去りにしない」社会の実現に向けて板橋区内6地域に分けて行う地域の集い		○								○							
16			地域に共生社会をつくるシンポジウム	①趣旨説明（共催団体） ②NHKスペシャル「2030未来への分岐点 第1回 暴走する地球温暖化「脱炭素」への挑戦」視聴 ③シンポジウム ④意見交換 ⑤まとめ		○								○							
17	集會事業	集會事業	まなポート成増フェスタ	中止	○		○	○					○		○					○	
18			利用者懇談会	中止	○		○	○						○							

令和3年度 第1回 行政監査結果報告書
「区立生涯学習センターの運営について」
(令和4年1月発行)

刊行物番号

R03-108

発行 板橋区監査委員事務局
住所 板橋区板橋二丁目66番1号
電話 03-3579-2661

再生紙を使用しています